

労働基準法第 113 条の規定による公聴会における公述意見

○ 公聴会開催日時：平成 31 年 2 月 4 日（月）11:00～

○ 公述人

・ 公益側代表

鈴木 俊晴（茨城大学人文社会科学部法律経済学科准教授）

・ 労働者側代表

宮腰 雅仁（日本化学エネルギー産業労働組合連合会副事務局長）

・ 使用者側代表

山岸 新一（JFE スチール株式会社 安全健康部主任部員）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（命令の制定）

第百十三条 この法律に基づいて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

<公述の概要>

【公益側】鈴木 俊晴（茨城大学人文社会科学部法律経済学科准教授）

<本改正案の意義>

- 労働者の傷病が業務上のものと認められるためには、労働者の業務と負傷等の結果との間に、相当因果関係が肯定されることが必要である。もっとも、業務上の負傷等とは異なり、疾病の場合は、その原因となった明確な事故が時間的・場所的に識別できる事実として認定しにくく、また業務上存在する様々な危険因子が身体に悪影響を及ぼし疾病に至るというメカニズムも、医学的専門知識を持たない一般人にはにわかには理解しがたいものである。
- そのため、労働基準法第75条第2項を受けた労働基準法施行規則第35条において業務上疾病の範囲について具体的な疾病を定めており、このことによって、業務上疾病の範囲を明確にし、事業主の災害補償責任の履行確保を図るとともに、業務上疾病の災害補償に係る請求権の行使を容易にするという重要な役割を果たしている。
- 業務上疾病が、一般人にとって原因を突き止めることが困難であることを考慮すると、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表」という。）に「オルトートルイジンによる膀胱がん」を追加する必要性は極めて高い。

<本改正の手續>

- また、今回の改正に至る経緯についても、一定程度迅速なものであり、手續上の瑕疵はなかったものと認定することができる。

<本改正案についての評価>

- 以上のような経過から総合的に勘案して、今回の改正は妥当なものであると評価することができる。

【労働者側】宮腰 雅仁（日本化学エネルギー産業労働組合連合会副事務局長）

<本改正案についての評価>

- 労働基準法施行規則第 35 条専門検討会の報告書のとおり、別表に「オルトートルイジンによる膀胱がん」を追加することは、業務上疾病における労災補償の確保と労働者の健康障害防止に資するものであり、了承する。

<オルトートルイジンによる疾病に関する周知と今後の労災申請に対する対応について>

- オルトートルイジンは、すでに国際がん研究機関の分類で最も上位の「ヒトに対する発がん性あり」とされるグループ 1 に分類され、特に膀胱がんの発生リスクが疑われている中において、今回のように労働者の犠牲の下でようやく対策がとられることは極めて遺憾であると言わざるを得ない。
- オルトートルイジンは、ばく露から膀胱がんの発症まで潜伏期間が 20 年前後と相当の期間であるという話も聞いており、過去に遡り、同様の症状で労災認定されていなかった労働者や家族に対して早急な周知をお願いするとともに、今後のそういった労災申請に対し、厚生労働省として適切な対応をお願いしたい。

<化学物質による労働者の健康障害の防止に向けた取組について>

- オルトートルイジンの取扱いについては、すでに安全データシート（SDS）が配布されているが、経気道ばく露と経皮ばく露の両面のばく露防止となるよう、効果的なリスクアセスメントによる徹底的なリスク低減にむけ、十分に周知・広報をお願いしたい。
- 別表では、尿路系腫瘍に関連する物質として、オルトートルイジンを含め、いわゆる「特定芳香族アミン」の 24 種類のうち、すでに 4 つの物質が掲げられている。残りの 20 種類についても発がん性が疑われることから、厚生労働省において、早急に残りの特定芳香族アミンを使用している企業を調査し、オルトートルイジンと同様または類似する症状が、過去も含め発生していないか調査することが必要である。
- 厚生労働省には、オルトートルイジンに限らず、職域における「発がん性物質」の安全対策の徹底に向け、積極的に対策を充実してほしい。
- オルトートルイジンによる災害については、低濃度長期間ばく露だけでなく、複合ばく露の可能性も否定できないと考えている。今後、複合ばく露によって化学物質が体内にどのような挙動をし、どのような疾病を起こすのかについて、さらなる調査・研究が必要である。

【使用者側】山岸 新一（JFE スチール株式会社 安全健康部主任部員）

＜本改正案についての評価＞

- 別表に疾病を追加するか否かということについては、これまでと同様に業務と疾病との間に相当因果関係が認められる場合は原則追加するという考え方をベース考えるべきである。労働基準法施行規則第 35 条専門検討会の報告書では、十分な検討の結果、オルトートルイジンによる膀胱がんについて、業務と疾病との間に因果関係が認められると結論付けられており、「オルトートルイジンによる膀胱がん」を別表に追加するとした諮問案については、概ね妥当であると判断し、別表に追加することに同意する。

＜今後のさらなる原因究明について＞

- 本件については、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」において“業務が相対的に有力な原因となって発症した蓋然性が高い”という結果となった。しかし、経皮ばく露だけでなく、過去には経気道ばく露があった可能性もあるとされており、様々なばく露形態がどのように評価されるのかということが不明である。また、喫煙をリスクファクターのひとつであると評価しているが、その関係性については、十分に解明されていない。
- 加えて、アメリカ産業衛生専門会議では、国際がん研究機関と異なった動物に対して発がん性があると指摘している。さらに、多様な材質の化学防護手袋や他種の化学物質とのデータがほとんどなく、科学的根拠についてのページが少ないことも危惧している。これらの点について、今後原因究明に向けて解明すべき課題が残っているのではないか。
- 化学物質と疾病との関係性の解明にあたっては、化学物質と疾病の関連の有無は非常に重要な問題であり、常に検証可能で、かつ十分なエビデンスの蓄積が必要不可欠である。その上で、実際の現場における使用状況等を確認する等、より正確で丁寧な検討を望みたい。

＜対策について＞

- 職業病疾病にならないことが、使用者としても労働者としても重要だと思っており、行政に協力しながら未然の防止にも力を入れていきたい。